

登記・法律無料相談

毎月1回、函館司法書士会から司法書士が派遣されて、不動産や会社の登記、多重債務、金銭・財産、遺言、後見人および訴訟等の無料相談を開設しています。ぜひご相談においでください。
▶2月20日(木) 13:00～15:00
▶役場会議室
◎相談員 井上正範司法書士(長万部町)【お問い合わせ先】 税務課 (☎2-2452)

身体障害者相談

身体障害のある方の悩み相談
▶2月10日(月)・4月8日(火) 13:30～15:30
▶役場1階相談室
◎身体障害者相談員 菅野 文夫 (☎2-3483)

年金相談

国民年金・厚生年金などの相談
▶2月6日(木)・3月6日(木) 10:40～12:00 13:00～14:40
▶役場2階会議室
※2日前までに町民健康課町民窓口グループまでに要予約 (☎2-2453)

人権相談

人権問題・家庭問題など、お悩み事はありますか？
電話で相談に応じています。
◎人権擁護委員 井上正範 (☎2-5325) 石垣聖子 (☎2-2351) 小野雄二 (☎2-2165)
※相談は無料で、秘密は厳守されます。

行政相談

行政に関するご意見・ご要望などをお気軽にご相談ください。(秘密厳守)
▶2月13日(木) 13:00～15:00
▶役場2階小会議室
◎小野幸子行政相談委員 (☎2-2165)

移動献血車「ひまわり号」来町

献血は最も身近なボランティアです。みなさんのわずかな時間で、救える命があります。
安全性の高い血液確保のために、400ml献血にご協力をお願いします。
若い方々が、みんなで高齢者を支えていく時代です。
10代、20代の方のご協力を特にお願いします。
◎日程 3月4日(火)
・福祉センター前 9:00～10:00
・特別母子の家(大町)前 10:20～11:20
・役場前 12:40～15:30
【お問い合わせ先】 生活環境課生活環境グループ (☎2-2454)

季節労働者のみなさまへ『雇用相談窓口』を開設します！

渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会では、季節労働者の通年雇用を促進するため、季節労働者のみなさまの職業相談、各種助成制度・融資制度等の案内、インターネットによる全国求人情報の提供、季節労働者の協議会登録などを行う『雇用相談窓口』を開設します。
◎日時 2月14日(金)および3月14日(金) 10:00～15:00まで
◎場所 役場2階会議室
【お問い合わせ先】 渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会 ☎0137-64-3355 (直通) または、産業振興課 (☎2-2455)

函館弁護士会による無料法律相談

函館弁護士会では、毎月1回、第4金曜日に八雲町で法律相談を行っておりますので、ぜひご利用ください。
予約制・先着順なので相談を希望される方は、事前に函館弁護士会までご連絡をお願いいたします。
◎日時 2月28日(金) 13:00～16:00 (各相談時間30分)
◎場所 はぴあ八雲(八雲町本町110番地)
【お問い合わせ先】 函館弁護士会 (☎0138-41-0232)

2月の優良運転者講習

◎日時 2月20日(木) 18:30～
◎場所 福祉センター
ご注意 長万部町で講習を受ける場合は、必ず**事前に八雲警察署で手続き**を行ってください。
【お問い合わせ先】 八雲警察署 (☎0137-64-2110)

今月の納期

国民健康保険税 第9期
▶納期限 2月28日 ◀
消費税・地方消費税は必ず期限内に納付を！
＝納税は社会の基本的なルール＝
【お問い合わせ先】 税務課 ☎2-2452

ガス・上下水道の検針日

2月の水道・ガス・下水道の検針日は、次のとおりです。
17日(月)・18日(火)
19日(水)・20日(木)

■ガス料金表

(税抜額)

区分	基本料金	調整単位料金(㎡)
A群 0～13㎡	880円	369円18銭
B群 14～57㎡	1,475円	325円18銭
C群 58㎡以上	3,940円	282円18銭

渡島東・渡島南沿岸海岸保全基本計画 変更案の縦覧について

北海道では渡島東・渡島南沿岸海岸保全基本計画の変更にあたり、住民のみなさんのご意見を募集します。
つきましては、計画変更(案)を次のとおり縦覧しますので、ご意見のある場合は各縦覧場所の所属課に提出してください。
・縦覧期間 2月5日(水)から3月6日(木)まで
・縦覧および意見提出場所 長万部町役場産業振興課水産林務商工グループ、渡島総合振興局函館建設管理部用地管理部管理課、渡島総合振興局産業振興部水産課および農業振興課
・意見締切日 3月16日(日)
【お問い合わせ先】 産業振興課水産林務商工グループ (☎2-2455)

予備自衛官補募集

予備自衛官補とは、普段は社会人や学生の方であっても、いざという時には自衛官として社会に貢献できる制度です。
◎対象 一般：18歳以上34歳未満の者
技能：18歳以上で指定の国家資格等保有者(資格により53～55歳未満)
◎受付 4月2日(水)まで
◎試験日 4月11日(金)から15日(火)のいずれか1日
◎身分 非常勤の特別職国家公務員
【お問い合わせ先】 自衛隊函館地方協力本部今金地域事務所 (☎0137-82-0258)

衣類の無料回収 ～回収内容がわかりました！～

使わなくなった衣類や布地をウエス(工業用雑巾)に再利用し、ゴミの減量を進めるため下記のとおり受け入れを実施します。
日時・場所 2月17日(月) 大浜振興会館 10:00～10:20 中の沢振興会館 10:30～10:50 国縫振興会館 11:00～11:20 静狩振興会館 13:30～13:50 双葉振興会館 14:10～14:30 2月18日(火) 特別母子の家 10:00～10:20 長万部振興会館 10:30～11:00 新開寿の家 11:10～11:30 南栄町老人憩の家 13:20～13:40 福祉センター 13:50～14:20
※回収場所へ行けない方は、ご自宅へも回収に伺いますので、下記へご連絡ください。
出すときの注意 ①綿50%以上の物とそれ以外の物は、分けてください。②紙袋やビニール袋は、お持ち帰り願います。③回収できないものが混入している場合は、受け入れできません。④洗濯がしてあること。⑤ボタン、ファスナーなどの装飾品は、そのままで結構です。⑥ポケットに物が入っていないか確認してください。
《回収できるもの》 Tシャツ・Yシャツ・ブラウス・ベビー服・ポロシャツ・シーツ・布団カバー・タオルケット・バスタオル・フェイスタオル・バスローブ・ネマキ・スウェット・スーツ・ジャージ・セーター・フリース・コート・ジャンパー・スキーウェア・Gパン・Gジャンなど再利用可能な物
～綿50%以外の物は、古着として利用できる物～
《回収できないもの》 布団・ペットマット・座布団・玄関マット・便座カバー・カーテン・ハギレ
※洗濯していない物・ぬれている物
※汚れのひどい物・カビやペットの臭いのする物
【お問い合わせ先】 生活環境課生活環境グループ (☎2-2454)

21

20